

## 弘前市営繕工事における「週休2日確保工事」実施要領

### 1 趣旨

本要領は、弘前市が発注する営繕工事（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事）における週休2日の確保を行うにあたっての手続きや設計変更等の必要な事項を定めるものである。

### 2 用語の定義

#### (1) 週休2日

ア 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合等は、当該曜日に代わる曜日を現場閉所（現場休息）日とすることができる。

イ 月単位の週休2日とは、対象期間の全ての月において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

#### (2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等は含まない。

#### (3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

#### (4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

### 3 週休2日の達成基準

#### (1) 完全週休2日（土日）

完全週休2日（土日）の達成は、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）のうち8割以上の週において、現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達していることをもって判断する。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

#### (2) 月単位の週休2日

月単位の週休2日の達成は、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が

28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

(3) 通期の週休2日

通期の週休2日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達していることをもって判断する。

なお、現場閉所（現場休息）日を土曜日及び日曜日としない場合においては、上記の「土曜日及び日曜日」を変更できるものとする。完全週休2日（土日）に取り組む場合は、同一の週内において変更するものとする。

また、現場休息率の算出において、現場休息日数には現場閉所日数を含むこととし、降雨・降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4 適用範囲

本実施要領は、弘前市が発注する当初設計額が200万以下の工事を除く全ての営繕工事（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事）に適用する。

ただし、地域の実情等により対応が困難な工事は対象外とすることができる。

5 発注方式

次のいずれかによる方式を基本とする。

なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択する。

(1) 完全週休2日（土日）Ⅰ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（月単位の週休2日及び通期の週休2日は必須）

(2) 完全週休2日（土日）Ⅱ型

受注者が工事着手前に「完全週休2日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」に取り組む旨を発注者と協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

(3) 月単位週休2日型

(2)と同様の方式 ※当初積算時における補正が異なる。

6 積算方法等

(1) 補正方法

対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）及び現場管理費を補正する。なお、補正方法については、令和7年12月10日付け国営積第7号 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長通知（別添）を準用する。）

ア 完全週休2日（土日）適用工事	労務費	1.02
	現場管理費	1.01

イ 月単位の週休2日適用工事 労務費 1.02

(2) 当初積算時における労務費等の補正

ア 完全週休2日(土日)Ⅰ型

「完全週休2日(土日)」の達成を前提に、(1)アにより労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

イ 完全週休2日(土日)Ⅱ型

「完全週休2日(土日)」の達成を前提に、(1)アにより労務費及び現場管理費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

ウ 月単位週休2日型

「月単位の週休2日」の達成を前提に、(1)イにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

(3) 設計変更時における労務費等の補正

発注者は、現場閉所(現場休息)の達成状況を確認のうえ、以下のとおり設計変更を行う。なお、契約変更においては、弘前市が定める工事請負契約標準約款第25条の規定に基づき行うものとする。

ア 完全週休2日(土日)Ⅰ型

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、「完全週休2日(土日)」が未達成の場合は、補正係数を(1)イに変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

また、工事着手前に受注者が「完全週休2日(土日)」の取組を希望しない場合(「完全週休2日(土日)」の取組の協議が整わなかった場合を含む。)については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を(1)イに変更するものとする。

イ 完全週休2日(土日)Ⅱ型

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、「完全週休2日(土日)」が未達成の場合は、補正係数を(1)イに変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

また、工事着手前に受注者が「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合(「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。)については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を(1)イに変更、又は補正係数を除した変更を行うものとする。

ウ 月単位週休2日型

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、「完全週休2日(土日)」を達成した場合は、補正係数を(1)アに変更し、請負代金額のうち補正分を増額変更し、「月単位の週休2日」が未達成の場合は、補正係数を除し、請負代金額のうち補正分を減額変更する。

また、工事着手前に受注者が「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組を希望しない場合(「完全週休2日(土日)及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組の協議が整わなかった場合を含む。)については、契約締結後における直近の変更契約等に併せて、補正係数を除

した変更を行うものとする。

## 7 対象工事である旨等の明示

発注者は、現場説明書に下記事項を明記して発注する。

- (1) 完全週休2日（土日）Ⅰ型、完全週休2日（土日）Ⅱ型、月単位週休2日型の別
- (2) 当初積算時に「労務費及び現場管理費」又は「労務費」の補正を適用していること

## 8 現場閉所（現場休息）の確認方法

### (1) 工事着手前

ア 監督職員は、「現場閉所（現場休息）予定日を記載した実施工程表（以下「実施工程表」と言う。）」等を受注者より受領し、受注者が取り組む週休2日が確保されていることを確認する。

イ 「対象期間」の設定として、工事着手日に加え、必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

ウ 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）予定日を調整した上で実施工程表等を作成し、発注者に提出する。

### (2) 工事着手後

ア 受注者は、毎月提出する工事報告書を活用するなどにより、現場閉所（現場休息）日の確保状況を報告すること。また、工事の完成時には工事打合簿により現場閉所（現場休息）日の実績を報告すること。

イ 監督職員は、受注者が作成する実施工程表及び工事報告書等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日の確保状況を確認する。

ウ 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、実施工程表等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）日の確保状況を確認する。なお、分離発注工事の場合は、実施工程表等の修正に当たって、受注者間で調整を行う。

## 9 工事成績評定

弘前市が定める工事成績評定要領において「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合は従来と同様に適切に評価する。

なお、週休2日の確保を確認できない場合には、「休日・代休の確保」の評価はしない。

## 10 その他

- (1) 監督職員は、緊急性がある場合を除き、受注者に対して現場閉所（現場休息）日に作業が生じるような指示等を行ってはならない。
- (2) 受注者は、現場閉所（現場休息）率の達成状況に応じた工事費の労務費補正を下請負契約にも反映させるものとする。
- (3) 受注者は、発注者等が行う週休2日の確保に関する調査等に協力するものとする。
- (4) 公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、後工程へのしわ寄せ及び全体工期の遅延がないよう設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

- (5) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。
- (6) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

#### 附則

この要領は、令和7年4月1日以降公告となる工事から適用する。

この要領は、令和8年5月1日以降公告となる工事から適用する。

別添

国 営 積 第 7 号  
令和 7 年 12 月 10 日

大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長 殿  
大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室長 殿  
各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長 殿  
北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長 殿  
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課  
営繕積算企画調整室長  
( 公 印 省 略 )

「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施に係る  
積算方法等の運用について」の改定について

「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施について (改定)」(令和 7 年 3 月 25 日付け国会公契第 50 号、国営管第 617 号、国営計第 170 号、国営建技第 6 号) 別添「営繕工事における週休 2 日促進工事实施要領」の積算方法等の運用については、「営繕工事における週休 2 日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について」(令和 7 年 3 月 25 日付け国営積第 7 号) により、通知しているところであるが、公共建築工事標準単価積算基準等の改定にあわせて、別紙のとおり改定したので適切に対応されたい。なお、令和 7 年 12 月 31 日以前に入札手続等を行った工事については、従前の例による。

営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について

## 1. 工事費の積算方法

週休2日促進工事において、現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費を補正した複合単価、市場単価及び単位施工単価等を使用し、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

## 2. 単価の補正方法等

### （1）複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に「営繕工事における週休2日促進工事实施要領」（以下、「要領」という）6(1)の補正係数を乗じたものを使用する。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

### （2）市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、要領の補正係数に基づき算出した表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いて、以下の式により算定する。

#### 【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

#### 【執務並行改修の場合】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

### （参考）

執務並行改修の場合は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(2)口の表A-1、表E-1及び表M-1の改修補正率によらず、本運用の表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いること。

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いて、以下の式により補正する。

#### 【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 新営補正率

#### 【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格 × 改修補正率

## (3) 単位施工単価

ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなり、この複合単価に含まれる労務単価に要領の補正係数を乗じて補正して算定する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。

補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

## 【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\frac{\text{週休2日補正後のシフト単価}}{\text{ベース単価}} = \frac{\text{工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用い算定した}}{\text{ベース単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、工事場所の都市のベース単価}}$$

## 【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

$$\frac{\text{週休2日補正後のシフト単価}}{\text{ベース単価}} = \frac{\text{工事場所の材料単価、要領の補正係数を乗じた労務単価を用い算定した}}{\text{ベース単価}} \times \frac{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のシフト単価}}{\text{物価資料掲載の同一規格・仕様、地区を包括する代表都市のベース単価}}$$

表 A - 2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事(シーリング)	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びびとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.01	1.01
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具(ガラス)	市場単価	1.01	1.10
建具(シーリング)	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※ 「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び 及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材 工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.01	1.17
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

表M-2 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日促進工事 及び 完全週休2日促進工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消 音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び 低圧チャンパー類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、 ダンパー等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22